

葛巻町で、新たなスタートを！

2026

葛巻町
版



全国から葛巻町にU・Iターンする
若者（40歳未満）が対象です

一般

基礎額

【世帯】25万円

【単身】15万円

加算額

【子育て加算】

18歳未満の子ども
1人につき 25万円

【18歳～25歳加算】

申請者が
26歳未満なら 5万円

【女性加算】

申請者が
女性なら 5万円

新卒者

基礎額

15万円

加算額

【18歳～25歳加算】

申請者が
26歳未満なら 5万円

【女性加算】

申請者が
女性なら 5万円

令和8年度
4月開始

葛巻町いわて
若者U・Iターン
支援金

■移住元要件

<一般>

以下のア及びイの期間に県外に在住していた方

ア 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上

イ 住民票を移す直前に連続して1年以上

<新卒者>

以下のア・イ・ウを全て満たす方

ア 県外に所在する大学等（大学、大学院、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校等に在籍していたこと。

イ 転入直前の3年以内にアの大学等又は高等学校等を卒業・修了したこと。

ウ アの在籍期間中から住民票を移す直前まで、県外に在住していたこと。

本支援金の用途には制限があります。

「移住の準備に係る旅費」「移転に係る旅費」「移転費」「家賃」「住宅改修費」「運転免許取得費」に係る経費に対して支援金を支給します。当該経費への支出状況がわかる書類を添付して申請してください。

なお、経費の合計額が、基礎額（単身15万円、世帯25万円）を下回る場合には、支援金の申請はできません。

お問い合わせはこちら

葛巻町いらしゅい葛巻推進課
移住定住担当

〒028-5495

岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1

電話：0195-65-8983



葛巻町移住相談
フォーム

▼対象（一般又は新卒者）ごとの移住前要件・移住後要件について

【一般】

葛巻町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件> 次の3つ全てに該当

- ① 葛巻町に移住する直前の10年間のうち通算5年以上、岩手県外に在住
- ② 葛巻町に移住する直前、連続して1年以上、岩手県外に在住
- ③ 葛巻町への移住時に住民票を岩手県外から異動

<移住後要件> 次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”に就業
- ② 内閣府「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して、専門人材として就業
- ③ 「岩手県地方創生起業支援金」の交付決定を受けて起業し、起業した事業を申請日から5年以上継続する意思がある
- ④ 葛巻町に移住する前からの業務をテレワークで継続
- ⑤ 葛巻町が別に定める要件に該当

県就職マッチングサイト
「シゴトバクラシバいわて」



【新卒者】

葛巻町へ移住（進学・転勤を除く）した時点において40歳未満であり、「移住前要件」及び「移住後要件」の両方に該当

<移住前要件> 次の3つ全てに該当

- ① 葛巻町に移住する前に、岩手県外に在住し、かつ、岩手県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等）又は高等学校に在籍していたこと
- ② 葛巻町への移住直前の3年以内に、①の大学等又は高等学校等を卒業・修了
- ③ 葛巻町への移住時に住民票を岩手県外から異動

<移住後要件> 次のいずれか1つに該当

- ① 岩手県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」掲載の“移住支援金対象求人”（新卒求人）に就業
- ② 葛巻町が別に定める要件に該当

葛巻町が定める要件について（下記アの要件のいずれかに該当し、かつイの要件いずれかに該当すること）

ア 支給対象者の要件

- (ア) 町に移住する以前に連続する5年以上葛巻町に住民票を有していたことがある者
- (イ) 町に5年以上住民票を有している2親等以内の親族がいる者
- (ウ) 町内の小中高等教育機関の卒業生
- (エ) 大学生等の就業体験（葛巻型キャリアデザインプログラム等）に参加した者
- (オ) 転入日から直前5年以内に町が主催する移住定住又は関係人口創出拡大に関する事業を利用又は参加経験を有する者（おためし居住体験・体験ツアー等）
- (カ) 転入日から直前5年以内に3年以上継続し葛巻町にふるさと納税を行った者
- (キ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により県内の企業又は団体と複業を実施している者

イ 地域の担い手確保の要件

- (ア) 農林商工業に就業する者
- (イ) 家業等へ就業する者
- (ウ) 町が認めた企業又は団体等に就業した者
- (I) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

▼よくあるご質問 Q&A

Q1 申請のタイミングを教えてください。

A1 申請期限は移住（転入）後1年以内です。なお、県が実施する「いわてお試し居住体験事業」を利用して移住した方は、入居期間終了日から1年以内まで申請が可能です。

Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください。

A2 ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること、②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと、③テレワークにより勤務（原則として、恒常的に通勤しない）し、かつ、週20時間以上テレワークを実施することなどが要件です。

Q3 「岩手県移住支援金」や「地方就職支援金」との併給はできますか。

A3 できません。

Q4 必ず住民票を岩手県外から葛巻町に異動しなければ、要件に該当しませんか。

A4 住民票を葛巻町へ異動することが必須です。

Q5 支援金の使途に制限はありますか。

A5 制限があります。

「移住の準備に係る旅費」「移転に係る旅費」「移転費」「家賃」「住宅改修費」「運転免許取得費」に係る経費に対して支援金を支給しますので、当該経費への支出状況がわかる書類を添付して申請してください。

なお、経費の合計額が基礎額（単身15万円、世帯25万円）を下回る場合には、支援金の申請はできません。

また、当該支給の対象となった経費については、他の支援金制度からの併給はできません。（例えば、引越代について「結婚新生活支援事業」から補助を受けている場合本支援金について引越代を対象経費として申請することはできません）

Q6 令和8年度の申請期限はいつまでですか。

A6 令和9年1月29日（金）までに申請書の提出をお願いします。（必着）

この支援金は、岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用して実施しています。